

愛知県医療療育総合センター中央病院
短期入所（ショートステイ）のご案内

当院では、重症心身障害児・者の短期入所を行っています。

1 対象となる人

療育手帳（A 判定）と身体障害者手帳(肢体不自由 1・2級)の両方をお持ちの方で障害福祉サービスの「短期入所」の支給のある方。

2 利用できる期間

1か月に7日程度です。

3 利用の理由

冠婚葬祭、休養、旅行、兄弟の行事など

4 利用手続き

まず、利用を希望される方の様子を詳しく伺います。

次に、面接・受診をしていただきます。

（このあと必要に応じて保護者付き添いの入院をしていただくことがあります。）

その後、当院で受入れできるかお知らせします。

5 利用にあたって

利用の前に短期入所の利用契約をしていただきます。

契約は年度ごとに更新が必要になります。

あらかじめ注意事項や持ち物などのご案内をします。

※ 障害福祉サービス受給者証をお持ちでない方

市町村の担当課に申請し、「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けます。

障害の程度や家庭の状況に応じて短期入所のサービス支給量(利用可能日数)が、世帯の収入によって負担上限月額がそれぞれ決定されます。

また、支給内容が「重心児」あるいは「(医療型)重心」「(医療型)療養介護」の方が対象となります。

※短期入所は宿泊を伴うものに限られています。

◎ 問い合わせ

療育支援センター 地域支援課 電話 0568 - 88 - 0811 (内線)8102、8103

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

(国民の祝日・休日、年末年始を除きます。)